

広島県水道広域連合企業団事務局設置条例をここに公布する。

令和4年12月1日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団条例第2号

広島県水道広域連合企業団事務局設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、
広島県水道広域連合企業団の長の権限に属する事務を分掌させるため、事務局を置く。

(委任)

第2条 この条例に定めるもののほか、事務局の設置に関し必要な事項は、企業長が別に
定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。